

上尾市
上尾市消防本部
上尾市水道事業 訓令第4号
上尾市議会
上尾市教育委員会

本庁
出先機関
上尾市消防本部
上尾市上下水道部
上尾市議会事務局
上尾市教育委員会事務局
市立教育機関
上尾市健康増進施策推進会議

上尾市健康増進施策推進会議設置規程を次のように定める。

令和6年5月1日

上尾市長 畠山 稔

上尾市消防長 中山 一之

上尾市長 畠山 稔

上尾市議会議長 田中 一崇

上尾市教育委員会教育長 西倉 剛

上尾市健康増進施策推進会議設置規程

(設置)

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づき策定された上尾市健康増進計画（以下「健康増進計画」という。）に定められた市民の健康の増進のために必要な施策の推進を図るため、上尾市健康増進施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 健康増進計画に定められた施策の実施及び調整に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、健康増進施策に関し必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員長は、市長とする。

2 副委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、推進会議を構成する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係職員の会議への出席等)

第5条 推進会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の関係職員に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 推進会議に、推進会議の会議に付議する事案についてあらかじめ調査審議するため、上尾市健康増進施策推進幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は、健康福祉部次長（健康福祉部次長が複数いる場合にあつては、健康福祉部健康増進課の分掌する事務を所掌する健康福祉部次長）の職に

ある者をもって充てる。

4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者（前項の規定により幹事長に充てられている者を除く。）をもって充てる。

5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、及び主宰する。

（庶務）

第7条 推進会議及び幹事会の庶務は、健康福祉部健康増進課において処理する。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は委員長が、幹事会の運営に関し必要な事項は幹事長が、それぞれ定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

教育長	市長政策室長	行政経営部長	総務部長	子ども未来部長
健康福祉部長	市民生活部長	環境経済部長	都市整備部長	上下水道部長
消防長	議会事務局長	教育委員会事務局	教育総務部長	教育委員会事務局学校教育部長

別表第2（第6条関係）

市長政策室次長	行政経営部次長	総務部次長	子ども未来部次長
健康福祉部次長	市民生活部次長	環境経済部次長	都市整備部次長
上下水道部次長	消防本部次長	議会事務局次長	教育委員会事務局
教育総務部次長	教育委員会事務局	学校教育部次長	